

平成24年2月10日

於・総務省10階1002会議室

第975回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第3号)	2
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第4号)	2
(3) 「周波数オークションに関する懇談会 報告書」について	1 2
(4) 3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画に係る認定申請の受付結果について	2 0
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会のテレビジョン放送を行う基幹放送局の 電気通信設備の変更について（諮問第5号）	2 4
(2) 東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の 認定について（諮問第6号）	2 6
(3) 日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に 付する総務大臣の意見について（諮問第7号）	4 6
4. 閉 会	5 3

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

初めに、電波法第99条の14第3項に基づく審理官の任命について、原田幹事から、お手元に配付しております委員打ち合わせ資料の案について説明をお願いいたします。

○原田幹事 では、佐藤審理官の再任につきましてご説明させていただきたいと思っております。

これまで平成19年3月以降、PLCに係る異議申立てについて審理を行っていただいております。昨年9月に審理が終了いたしまして、現在、意見書等の作成をしていただいているところです。それとまた、昨年、ケーブルテレビの再放送に係る異議申し立てが2件付議されております。こちらも主任審理官として審理を行っていただいているところです。

従前、審理を主宰する審理官は1人体制ということでしたけれども、より公正な審理を実施するために、日本弁護士連合会から推薦のあった佐藤歳二氏を非常勤の審理官として平成20年より配置しているところであります。平成22年に再任いたしまして、任期は平成24年2月17日までとなっております。

前回の再任の際に、審議会委員等については、原則70歳以上の高齢者は選任しないこととなっていることもあり、審理官についても、高齢者の任命はすべきではないという指摘もされているところですが、審理が継続しているということもあつて、審議会の運営に支障を来すことがないように、PLCに係る異議申立てについて、審議会において議決案を議決するまでの間、引き続き審理を主宰していただきました佐藤歳二氏を再任したいと考えております。

したがいまして、お手元にありますとおり、3 ページ目になりますけれども、任期を平成 24 年 2 月 18 日から平成 24 年 8 月 17 日までということで考えております。これにつきましてご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。ただいま原田幹事から説明がありまして、現在継続中の審理案件がございますので、それをご担当されている佐藤歳二氏を引き続き審理官に任命することが適当と考えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 どうもありがとうございます。それでは、佐藤歳二氏を審理官に任命することについて同意することといたします。

総務大臣への通知は、事務局から所定の手続により、総務大臣あてに提出してください。よろしくお願いいたします。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 前回の電波監理審議会ですべて新しい体制になりました。総合通信基盤局の方々には初めての案件ということでございますのでご挨拶させていただきます。今度会長に就任いたしました前田でございます。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○山田代理 会長代理に就任いたしました山田でございます。よろしくお願いいたします。

諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第 3 号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第4号）

○前田会長 それでは、審議に入ります。

本日諮問されました諮問第3号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」及び諮問第4号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、田原移動通信課長、川崎基幹通信課長、巻口衛星移動通信課長及び竹内電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 それでは、諮問第3号説明資料に沿ってご説明させていただきます。複数の案件が一緒になっておりますので、それぞれ担当の課からご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、資料の頭、電波法施行規則等の一部を改正する省令案のうち、小電力無線システムの利用拡大に関する部分でございます。

小電力無線システムには様々なシステムがございますが、今回、移動体検知センサーというシステムと動物検知通報システムというものの規定を改正するものでございます。

こちらにつきましては、一昨年に電波法を改正して小電力免許不要の小電力無線システムの空中線電力の上限値の緩和を行った関係で、規制の見直しについて情報通信審議会で議論してきた結果に基づくものです。

別添1、3ページでございますが、こちらで簡単にご説明させていただきます。

先ほどご説明しましたとおり、今まで免許不要の無線局の空中線電力の上限は10ミリワットでございましたけれども、一昨年の電波法改正でそれが1ワットまで引き上げられました。これに基づきまして、小電力の免許不要のシステムについて、上限値を緩和するものがないかということで情報通信審議会で議論しておりまして、そのうち移動体検知センサー及び動物検知通報システム

というものについてまとまったので、今回規定を改正するものでございます。

具体的には、移動体検知センサー、これは屋内での人の検知に使われているものでございますけれども、これを今までの0.01ワットから0.02ワットに引き上げるということで、より広いところ、新たな利用方法という、下段にありますけれども、例えばサービスエリアが少し広い公衆トイレですとか、より面的に使えると。あるいは、海外に売るときも、より広いところで使えたほうが売っていきやすいということがございますので、そういうニーズに応じて、今回、電力に関する規定を見直すものでございます。

右側でございませけれども、動物検知通報システム、これは野生動物等につけて、その動態を探るというシステムで、これまでも使われてきております。こちらにつきましても、より広いエリアで使いたいというもの、あるいは今までこういったものを犬につけて、ドッグマーカ―ということ使っていた方もいるようなんですが、こういったところでやはりもう少し広い範囲で使いたいというニーズと、動物の声といったものとか位置情報といったものも送りたいというニーズがあるということでございますので、これに応じて、やはりこちらについては、空中線電力の制限を0.01ワットから1ワットに引き上げ、これとあわせて、出力が上がりますので、混信が起きないように、キャリアセンス機能を出力が比較的高目のものにはつけるといった見直し、あるいは様々な情報を送るために送信時間制限を少し緩和する、こういったものについて見直すものでございます。

こちらにつきましては、小電力無線の規定、告示で規定されている部分がかなりございますけれども、一部、帯域外輻射等の規定が無線設備規則の改正になりますので、こちらを諮問させていただくものでございます。

この改正に当たりましてパブコメを行いました、今回規制の見直しをしたことによって、帯域外の輻射の規定を少し緩和しておりますが、測定方法が変

わるということで、従来より複雑になるんじゃないかというご懸念のご意見が2件ございました。しかしながら、規制自身は緩和しておりますので、より物が作りやすくなるということ、また、測定方法を定めるときに工夫することにより、あまり負担増にならないということで、この規定についてはこのまま改正させていただきたいという回答となっております。

1点目、以上でございます。

○川崎基幹通信課長 基幹通信課長の川崎でございます。私から、諮問第3号の2つ目でございます、5GHz帯の無線アクセスシステムの利用拡大についてご説明申し上げたいと思います。説明資料の4ページ、別添2を用いましてご説明を申し上げます。

この5GHz帯の無線アクセスシステムでございますけれども、平成14年に制度化されてございまして、無線LANの中でも高出力のものということで、インターネットの閲覧等については支障がないというものでございます。このシステムについては陸上使用というのが前提になってございまして、本日諮問申し上げますのは、これを海上で使用できるようにするための省令の一部改正についてでございます。

ご案内のように、最近のスマートフォンですとか無線LAN等々、無線システム、ブロードバンド化は目覚ましいものがあるわけでございますけれども、海域におきましては、ブロードバンドシステムのエリア外ということになってございます。こういったことから、船舶の相互間などで安価・簡便に利用できる無線通信システムとして、このシステムを海上で利用できるように検討いたしました。

海上の利用ということを考えますと、電波が海面で反射したりするものですから、通信の質などが問題になってきます。私ども総務省におきまして、平成21年度から平成22年度の2カ年で、伊勢湾で実証試験を行ってございます。

地元の総合通信局、自治体、フェリー会社、それから地元の商船の高等専門学校の方々などのご協力をいただきまして、通信の質についての実証試験、それから活用方策についての検討をいたしてございます。その検討を踏まえまして、今回、このシステムを海上で利用できるよう、電波法関係の省令の一部改正を行いたいということでございます。

具体的な省令改正の概要につきましては、この4ページの中ほどの絵の下のほうに書いてございますけれども、主な省令改正の概要ということで、1つは、この5GHz帯の無線アクセスシステムの無線局の局種に、これまでは陸上移動局あるいは基地局ということで、陸上の通信を前提とする局種であったわけですが、それに加えて、携帯基地局、携帯局の局種を追加したいと考えてございます。

それから、この5GHz帯の無線アクセスシステムとしては、当然、既存のシステムもございます。また、特定の人に専用で割り当てるということではなくて、ある意味では周波数共用型のシステムでございますので、ほかのシステムに混信を与えない仕組みを導入しようということで、中ほどの絵で申し上げますと、右の下に大きな船があらうかと思っておりますけれども、こういう親局というか母船がコントロールをして、他のシステムに混信を与えないようなシステムを導入すると考えてございます。

以上について、諮問を申し上げたいと思っております。

これによりまして、例えばフェリー内でのインターネットの閲覧ですとか、あるいは密漁防止のための監視カメラの設置、あるいは洋上に設置しましたブイを利用した海洋データの観測等々、いろいろな幅広い利活用が考えられるのかなと私ども期待しているところでございます。

なお、この改正に伴いまして、周波数割当計画の一部変更が必要になってきてございますけれども、これにつきましては、後ほど諮問第4号でご説明を申

上げたいと思います。

私からは、説明、以上でございます。

○巻口衛星移動通信課長 続きます、3つ目のインマルサットGPS型の導入に係る省令改正についてご説明させていただきます。資料は、最終ページ、5ページになりますが、別添3というものがございます。そちらをごらんいただければと思います。

まず、導入の背景をご説明させていただきますと、東日本大震災においては、地上系の通信インフラが大きく被災し、不通などが生じたという事態に至りましたけれども、地震による影響を受けにくい衛星携帯電話につきましては、被災地との通信手段確保のために大きく活躍したところでございます。

これを契機に、衛星携帯電話の有用性が改めて見直されまして、自治体や企業などにおいて、災害に対する備え等として衛星携帯電話のニーズが高まっているところでございます。

本件のGPS型と呼ばれる無線設備は、説明資料でごらんいただければと思いますけれども、全世界的にサービスされているインマルサット衛星を介した新たな携帯電話のシステムでございます。

大きな特徴といたしましては、インマルサットの無線設備として初めてのハンディ型が導入されたということでございます。重量と大きさもそこに記載させていただいておりますけれども、重さは約270グラムということで、地上系の携帯電話と比べればまだ大きいわけでございますけれども、既存のインマルサットで可搬型と呼ばれているものでBGAN型というものがございますけれども、これはノートパソコン程度のサイズがありまして、重量も3キログラム程度ございましたので、それと比べますと、本件はより持ち運びの容易なものという形になっていると思います。

次に、本件の省令改正案についてご説明させていただきます。

資料の下に表がございますけれども、まず、表の中の下の方、無線設備規則でございますけれども、変調方式などの送受信装置の一般的な事項というものを無線設備規則の第49条の24第8項において定める予定でございます。さらに、同規則の第24条別表第1号から第3号までにおきまして、周波数の許容偏差、不要発射の強度などの技術規定を行っております。加えて、同規則第14条の2におきまして、ハンディ型が耳に近づけた状態で電波の送受信を行うということから、人体の安全性を考慮しまして、人体頭部の比吸収率の規定を適用するというようにしております。

それから、上の方の電波法施行規則についてでございますが、本GPS型の端末につきましては、今後かなりの数の需要が見込まれると考えておりまして、第15条の3におきまして、包括免許の対象とするということを予定しています。

最後に、施行期日でございますが、本諮問に係る改正省令の公布の日をもって施行の日とすることを考えております。

ご参考までに、事業者から確認しているところによりますと、サービス開始予定時期としましては、早ければ本年6月ごろを見込んでいるとのことでございます。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内電波政策課長　続きまして、電波政策課長の竹内でございますが、諮問第4号についてご説明を申し上げます。諮問第4号につきましては、ただいま説明を申し上げました諮問第3号の3件のうちの後半の2件、すなわち5GHz帯の無線アクセスシステムとインマルサットシステムに関連いたしまして、周波数割当計画の変更についてお諮りをするものでございます。

資料の1ページ目には、その諮問の概要を、2枚目には改正概要について記

載をしております。

まず1点目の5GHz帯無線アクセスシステムについてでございますが、海上利用への拡大を図るため、携帯移動業務の無線局を追加するという事で、周波数割当計画における別表の5GHz帯無線アクセスシステムの周波数表に携帯局を追加するとともに、その使用する周波数は上空を除く旨の注書きを設けるものでございます。

これは、携帯局というのは、陸海空どこでも使えるという局種でございますが、今回、従来の陸上に加えて海上利用を可能にするということでございますので、携帯局を追加する場合に、上空を除くということで陸上と海上で使えるようにするという変更でございます。

それから、(2)の2点目でございますけれども、5GHz帯無線アクセスシステムの使用周波数のうち、5030から5091MHz帯におきましては、国際的に航空無線航行業務としてマイクロ波着陸方式、MLSと言っておりますが、これはMicrowave Landing Systemの略でございます。これに割り当てられている周波数でございます。しかしながら、国内ではその導入予定がございませんので、現在は本年11月30日までの暫定的な利用として5GHz帯の無線アクセスシステムに割り当てをしてきたところでございます。

当該周波数帯は、いまだに国内におけるMLSの導入予定はございませんので、引き続き5GHz帯の無線アクセスシステムに割当てが可能となるよう、その使用期限を5年延長いたしまして、平成29年11月30日までに延長するよう、脚注を改正するというものでございます。

最後、3点目でございますけれども、インマルサットGSPS型についてでございますが、その導入に伴う制度整備を図るため、周波数割当計画の別表にインマルサットGSPS型の周波数を追加するものでございます。

本件周波数につきましては、インマルサットシステムで従来から導入されて

おりますB G A N型と同一周波数を使用するというので、現在のインマルサットB G A N型の周波数表のタイトルに、インマルサットG S P S型を追記するという形の変更になります。

本件に係る施行の日でございますけれども、公布の日をもって施行としたいと考えておまして、本件答申をいただきましたら、速やかに周波数割当計画を変更いたしまして、官報に掲載することを予定しております。

なお、本件パブリックコメントにおきましては、5 G H z 帯無線アクセスシステムについて2件の賛成意見がございました。インマルサットシステムについては、意見の提出は特段ございませんでした。

以上、諮問第4号、周波数割当計画の一部変更案についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問第3号及び諮問第4号についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

基本的には、新たな利用の方法を拡大することなので、内容的には問題はないと思っておりますけれども、簡単な質問だけで、1つは、5 G H z 帯について、これは4ページでしたか、中ほどの絵の船の上にある局だけが登録局になるという、そういうイメージなんですか。

○川崎基幹通信課長 船の上、それからほかのところも該当します。もともとこの5 G H z 帯のアクセスシステムは、登録制度によって運用されてございます。

○前田会長 全部登録であると。

○川崎基幹通信課長 はい、そうです。

○前田会長 そういうことですか。では、ほかの携帯は。

○川崎基幹通信課長 この中ほどの図で申し上げますと、右の下に大きな船と、

それから漁船の絵がありますけれども、大きな船のほうが登録局になるということでございます。小さな船は、免許不要局という形になろうかと思えます。

○前田会長 それから、インマルサットシステムのほうは、もともと例えば外国船なんかで外国の端末が使われたりしていたんですか。

○巻口衛星移動通信課長 船でということですか。

○前田会長 船で、この周波数帯、あるいはこの手の機種というのは、日本で初？

○巻口衛星移動通信課長 違います。既に外国では導入されているものでございます。

○前田会長 そういう意味では、今までも外国船で持っている端末は、そこら、日本の領海の中に入っていれば勝手に使っていたという、そういうことですか。

○巻口衛星移動通信課長 G S P S型につきましては、比較的新しいサービスでございます、開始されたのが2010年ということでございます、船にも載せることはできるという形になっておりますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、ハンディタイプで持って歩くことができるようにというのが主眼になっているということです。

○前田会長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

それでは、特にその他のご質問、ご意見はないようでありますので、諮問第3号及び諮問第4号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしゅうございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

(3)「周波数オークションに関する懇談会 報告書」について

○前田会長 それでは次に、報告事項に移ります。「周波数オークションに関する懇談会 報告書について」につきまして、内藤企画官からご説明をいただきたいと思います。

○内藤企画官 電波政策課の内藤でございます。報告1という資料をお手元にご用意いただきまして、表紙をおめくりいただきますと、オークションについての概要を書いております。

既にご存じかと存じますけれども、無線局の免許人の選定に際しまして競売あるいは競りというものを実施いたしまして、最高価格を入札した人を有資格者とするという制度でございます。

一般的なオークションですと、落札者は絵画とか、そういうものを得るわけですけれども、周波数オークションの場合は、落札者が得るのは周波数の使用权というものを得るという形になってまいります。

背景を真ん中に入れてございますが、2010年にまとめました「光の道」構想の中で、このオークションについて早急に検討の場を設けて議論を進めるということになりまして、この方針を踏まえまして、昨年、総務副大臣主催の懇談会を書いてございますようなメンバーで開催し、昨年の12月に最終取りまとめを行ったものでございます。

一番下に今後の予定を書いてございますが、現在開会しております第180回の通常国会に電波法の一部を改正する法律案というものを提出すべく、現在準備を進めているところでございます。

この制度を導入いたしますと、今後、電波監理審議会でいろいろとご議論いただく事項が新たに発生いたします。そのあたりも含めまして2ページ以降で

ご説明を申し上げます。

2 ページ以降、報告書の概要になってございます。先ほども申し上げましたとおり、周波数オークション制度というものは、周波数の経済価値を最も高く評価する者を競売により選定する制度でございます。落札者は、この払込金等を回収するために、電波を効率的に利用して事業を行うということでございまして、従来の比較審査方式に比べますと、行政裁量の余地が少なくなる、あるいは手続の透明性、迅速性の確保につながるということでございます。

そういう意味で、周波数オークション制度導入の主目的といたしますのは、電波の有効利用の推進、それから無線局免許手続の透明性、迅速性の確保ということでございます。

一方で、オークションの払込金収入というものが国家財政の寄与に資するということではございますが、これにつきましては、あくまで副次的な効果と位置づけてございます。

2 に対象範囲について書いてございます。矢印で上から3つ目まで飛んでいただいて、最後のほうでございしますが、結論といたしましては、対象としては、当面は電気通信事業用の移動通信システムを対象とするということでございまして、一番下にありますが、放送のような移動通信システム以外のものにつきましては、将来的な検討課題ということにしております。

3 ページをお開きください。現行の無線局免許制度との関係でございしますが、落札者でありましても、無線局を使用する際には、混信等の妨害の防止をしていただく必要がございます。そういう意味で、最低限の審査は必要であると考えております。

このため、落札者についても、対象周波数の無線局免許を申請していただく。その上で、排他的に無線局を開設・運用できる地位を得るという形で整理してございます。

言いかえますと、この効果といたしまして、落札人以外は無線局の免許申請ができないということが1つ。それから、落札人は、従来どおりの免許の手続に従って免許を取っていただく必要があるというのが2つ目です。3つ目は、免許さえ取れば、その周波数を独占的に使用できるという効果、この3つの効果が出てくるということでございます。

ただし、(2)に書いてございますように、一定の有効期間を設ける必要があるであろうということございまして、その期間については、個々の個別のオークションで10年あるいは20年という形で設定をしたいと考えてございます。

なお、有効期間経過後につきましては、改めてオークションを実施する、あるいは全く別の用途に充てる、オークションは実施しないで再免許を交付するといういろいろなやり方がございますが、これについては事前にオークション実施前に定めるということにしております。

4でございます。オークション収入の使途でございますが、これもいろいろ書いてございますが、基本的には一般財源にするとご理解いただければと存じます。

4ページをお開きください。

電波利用料制度との関係でございます。現行の電波利用料制度と申しますのは、免許人が電波利用共益事務の費用を分担する制度ということでございます。言いかえますと、マンションの共益費みたいなものとお考えいただければと思います。一方、オークションの払込金と申しますのは、周波数の経済的価値に対して支払う対価ということでございますので、マンションに例えますと、マンションの購入費ですとか、あるいはそもそもの賃料というものでございまして、全く性格が違うということでございます。そういう意味で、オークションで選定された免許人についても、電波利用料はお支払いいただくとしてござい

ます。

6に、外国資本の位置づけについて書いてございますが、これも結論といたしましては、オークションを導入するに当たりましても、特段、外資規制の現行制度の見直しは行わないというのが結論でございます。

7以降に、制度設計・運用の在り方が書いてございますが、ここ以降につきましては、今後、オークションの実施指針というルールブックみたいなものをつくってまいります。そのルールブックについて、今後、電波監理審議会でご審議いただくという形になってまいります。

具体的にご説明いたしますと、(1)の参加資格でございますが、これにつきましては、過去にいろいろな違反行為があった人については、オークションの参加資格を与えないということを検討してございます。

それから、(2)でございますが、オークションの最低落札価格、何億円以上という形の最低価格は設ける方向で検討してございます。

5ページをお開きください。

(3)入札方法でございます。公開でやる、非公開でやる、あるいはオークションを何度もやるといういろいろなやり方がございます。海外では、同時複数ラウンドオークションという少し複雑な方式を使っておりますが、どういう方式が適切かということも今後審議会でもご審議いただくということになるかと存じます。

加えまして(4)にありますように、非採算地域で設備投資が行われないうことを防止するために、エリアカバー率、人口カバー率というものを落札者に義務づけるということについても、その適否も含めて今後ご審議をいただくようになろうかと存じます。

(5)も同様でございますが、新規事業者ですとか、あるいは後発事業者の参入を促進するために、例えばベンチャー枠という入札枠を設けること、こう

いったことについても、今後ルールブックを定める中でご審議いただくことになろうかと考えてございます。

報告書の概要は以上でございますが、この後ろ、6ページ以降に参考資料をつけてございます。時間の関係で説明は省略いたしますが、今後、第4世代でオークションを実施する際のルールブックのイメージが6ページでございます。

7ページは、海外の導入状況でございます。OECD諸国につきましては、もう大部分が周波数オークションを導入しているというのがおわかりいただけるかと思えます。

最後、8ページは、海外の主要なオークションの例ということで、後ほどご参照いただければと思えます。

私からは以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

ここで同時複数ラウンドオークションというのが一般的なオークションかなと思えますけど、経済的効果を見ると、落札した後、2番目の価格で取引が成立するという、そういう方法もあるかと思えます。そういうことについても書かれているんですか。

○内藤企画官 報告書の中では、具体的にそこまでは書いてございません。同時複数ラウンドオークションでも、会長おっしゃっているようなセカンドプライス方式というものでして、最高価格の人を落札者にするか、あるいは最高価格の落札者が支払う金額は上から2番目の価格を支払う形にするかという、支払い金額のルールの一つでございます。具体的にどのような形にするのかというのは、今後、改めてまたご審議をいただければと思えます。

○前田会長 指針の中でやると。

○内藤企画官 そういうことでございます。

○前田会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 2つほどお伺いしたいんですが、1つは、2ページにございます対象範囲のところ、放送用については、将来的な検討課題にすると。当面は、電気通信事業用の移動通信システムを対象とするということですが、これは電気通信事業用の移動通信システムであればすべて対象にするという意味なのでしょうか。あるいは、その都度、対象にするか否かを判断するという意味なのかということをお伺いしたいのと、次の3ページの3の(3)の有効期間経過後の取扱いについて、1番目のポツの最後のところに、各々のオークションにおいて、事前に有効期間経過後どうするかを決めておくというご趣旨ですよ。これはどのような考え方に基づいているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、2つと申し上げたんですが、もう一つ。8ページの外国のオークションの例に関して、この中には非常に落札額が高くなって、事業者がとても事業ができない状態になったものがあると承知しておりますけれども、その点については何か工夫をするべきだとか、いろいろ意見は出されたのかということですが、せっかくの機会ですので、3つほどお伺いしたいと思います。

○内藤企画官 まず1つ目でございます。対象範囲の取扱いの関係でございます。まず、移動通信と放送との関係でございますが、法律上は、放送は明確に外す形で、移動通信システムのみを対象とした法律の規定ぶりになるということを考えております。移動通信の中で、では、具体的にどの周波数なりサービスを対象とするかということについては、先ほどルールブックということをお伺い申し上げましたけれども、ルールブックで個別に定めると。オークションごとに例えば1GHz帯の移動通信システムを対象としますということをお伺いしたところ、ルールブックの中で定めるという形を考えてございます。

2つ目でございます。有効期間経過後の取り扱いを事前に定める理由でござ

いますが、入札者は戦略として、その周波数を使うことによって、どれぐらいの利益が見込まれるのかと事前に計算、試算をした上で入札額を決定するわけですが、例えば有効期間を20年としまして、20年経過後はもう使えないということなのか、20年経過後も再免許を与える可能性があるという形にするかによって、当該周波数の評価額に大きな違いが出てまいります。そこは事前にはっきりさせておきませんと、適正な価格で入札ができないということになりますので、周波数の利用価値を正確に評価していただくために、どれぐらいの期間使えるのかというのを正確な情報提供をする必要があるということでございます。

最後、8ページの入札額が高騰する件につきましては、研究会の中でもいろいろな問題点をご指摘いただいております。それも踏まえて、今後、制度設計をしていくわけですが、あえて私から申し上げるとするのであれば、入札額が非常に高騰してイギリスなりドイツで事業継続ができなくなったものというのは、大体2000年のITバブルの頃でございまして、ITバブルでこうした事業に対する期待値が非常に高かったということと、加えて、オークションのシステム自体もまだ発展途上でございまして、必ずしも完全なものではなかったということで、少し高騰し過ぎる傾向がございました。10年たちまして、その辺のオークションの仕組みですとか入札側のいろいろな評価手法というのも随分発展してきておりますので、昨今においては、このような事業継続できないほど落札額が高騰するということはなくなってきているというものでございます。

ドイツの場合ですと、10年たちまして、同じ周波数で価格が当時の大体40分の1まで下がっているということがございますので、日本においても適切な価格になるように、これも制度設計をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○前田会長 今回の山本委員の質問に触発されてなんですけど、有効期間経過後の再免許を与えるといったときの再免許を取得するための費用とか、そういうことは考えないということですか、再免許といった場合には。あるいは、オークションと同じようにというのは、オークションをやらないわけだから、なかなか難しいかもしれませんが、何らかの対価があるのかという議論はあったんでしょうか。

○内藤企画官 再免許の際に価格を何かというのは、これも事前に定める必要がおそらく出てくるかと思いますが、もし再免許ということが事前にアナウンスされるのであれば、それを前提として、入札者は再免許をもらえないときに比べるとはるかに高い金額で入札をしまいらいますので、そういう意味で、事前の支払いで十分というんでしょうか、再免許分の手数料も含んだ形で入札額が値上がりするということになってこようかと思います。

○前田会長 その趣旨は、再免許時には発生しないということですね。

○内藤企画官 現時点では検討してございません。

○前田会長 そうすると、スケジュール的には、今国会で新しい法律を通して、その後、来年度ぐらいに指針をつくると。

○内藤企画官 この国会に出しまして、これも国会の審議次第ですけれども、早ければ来年の後半にでも実施できるように準備を急いで進めてまいりたいと考えております。

○前田会長 ほかに。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

(4) 3. 9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る
認定申請の受付結果について

○前田会長 次に、同じく報告事項の「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について」につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 移動通信課の豊嶋でございます。私から、3.9世代移動通信システムの開設計画に係る認定申請の受付結果について報告をいたしたいと思ひます。いわゆる900MHz帯の認定の件でございます。

資料の1枚目、表紙をめくっていただきますと、本件につきましては、開設計画の認定をするための審査基準となります開設指針につきまして、昨年の12月にこの審議会で答申をちょうだいいたしましたので、昨年の12月14日から、本年の1月27日まで開設計画の認定の申請の受付を行いました。最終的に、この表にありますように、4件の申請がございました。申請者は五十音順で書いておりますが、イー・アクセス株式会社、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、それとKDDI、沖縄セルラー電話、ここは会社が2社になっておりますが、開設指針の規定に基づきまして、この2者が併せて全国で展開するときには、この2者の申請を1の申請とみなすという規定がありますので、これを1件として扱っております。それと、ソフトバンクモバイル株式会社。以上、5社4件の申請がございました。

現在、申請を受け付けましたので、その申請内容について審査を開始しているところでございますが、本日は、その申請書に記載されている中身のうち、主に数字で記載されている部分についてまとめましたので、申請の受付の結果として報告をいたしたいと思ひます。

1ページおめくりいただいて、別紙のところでございます。この1ページ、表になっておりますが、申請の概要として、特定基地局、携帯電話の基地局の

開設に係る計画についての一覧をまとめたものでございます。

4件ございますが、上から順番に申し上げますと、特定基地局の運用の開始日につきまして、4社それぞれこのような日付となっております。その下に、小さい表になっているのですが、そのうち3.9世代移動通信システム基地局のサービス開始、いわゆるLTEで、中でもこの表では、LTEのうち占有周波数帯幅が10MHz以上、いわゆる高速型のLTEのサービスを開始する時期として4社、それぞれこのような日付となっております。大体平成26年あるいは平成27年から高速型LTEのサービスをすることになります。

なお、この部分につきましては、開設指針の基準としまして、平成30年度までには高速型のLTEを開始するという基準がございます。

その下が、個別の基地局の毎年度の開設の状況について記載がございます。各社、各年度ごと、このような数字になっておりますので、展開がばらばらでございますが、最終的に平成34年度、認定から10年たった段階で、いずれも98%あるいは99%程度の、いわゆる人口カバー率の基地局の整備をする。

これも下に小さい表がございます、全ての総合通信局の管内で人口カバー率50%を達成する時期がございます。これにつきましては、3社につきましては平成27年度、1社、ソフトバンクモバイルについては平成26年度に50%を達成すると。これも開設指針の基準に基づきますと、平成27年度までには50%を達成するという基準となっております。

その下、80%の達成時期につきましては、ここに書いておりでございます。平成29年度あるいは平成26年度になっています。開設指針におきましては、平成30年度の段階で80%は最低達するようという基準となっております。

その下ですが、高速型LTEサービスの基地局の毎年度の開設数、基地局の

カバー率の詳細がございます。これに関係するものとしましては、平成30年度の段階における人口カバー率が競願時になった場合の審査基準の1つとなっております。98%と、4社とも基準値を超えているという内容の状況となっております。

もう1ページおめくりいただきまして、今回、周波数の移行に伴う費用負担をしていただくという制度をである終了促進措置を行ってくださいという内容となっておりますが、これに関係します費用負担額につきまして、4社、数字が出ております。これも開設指針の関係で申し上げますと、審査に当たって、競願時の審査としては2,100億円を上限として審査するという基準となっておりますが、各社、2,100億円ちょうどの数字を出している会社が2社、2,100億円を若干上回る数字を出されているという会社が2社ございます。

その下が実際に終了促進措置、周波数移行をどのような形で行うのかということで、各社の計画がございます。無線システム、今回はRFID、いわゆる電子タグとMCAという2つのシステムを移行させますが、システムごとに年度が違うもの、あるいは地域ごとに順次移行を進めるもの、各社そういう計画となっております。

参考までに、最後、下ですが、この900MHz帯の携帯電話の基地局に関係します設備投資額ということで記載がございました。各社それぞれ基地局の数、あるいはどういう建て方にするかによるかと思いますが、このような数字となっております。

参考までに、1ページおめくりいただきまして最後ですが、現在、審査を進めているところでございますが、開設指針におきまして、参考ということでこういう審査基準になっています。改めて紹介いたしますが、今回につきましては、絶対審査基準がございます。主なものとして5点掲げておりますが、このような点を審査した後に、今回の認定できる数は1者でございますので、複数

になった場合については、競願時審査基準に移行しまして、この1から3の3つの基準に従って該当する者が1者になるまで審査をします。第1基準が、先ほど申し上げた移行に関する費用負担額の最も多い者。その次は、3.9世代の高速型LTEの人口カバー率、これが30年度末の時点で5%刻みで審査することになっていますが、これが最も大きい者。3つ目が、この3つ、丸が3つございますが、その項目について総合的に最も適合している者について審査をすることです。現在、鋭意審査の作業を進めております。審査がまとまりましたら、諮問という形でさせていただきますが、本日につきましては、申請を受け付けた内容についてのご報告をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは何か、ご質問、ご意見ございませんか。

これは公表されるということですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 本日ご報告させていただきまして、本件の資料全てにつきまして、本日、こういう報告をさせていただきましたという資料を発表する予定にしています。

○前田会長 そういうことですか。少なくとも、この資料にある範囲では、特に何か大きな差があるようなことは見受けられないということですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 まだ審査中でございますので、このような状況になっているという報告でございますので、評価はまだでございます。

○前田会長 いかがでございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたしました。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 日本放送協会のテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について（諮問第5号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

本日諮問されました諮問第5号「日本放送協会のテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について」につきまして、田中放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○田中放送技術課長 それでは、お手元の諮問第5号説明資料に基づきまして説明させていただきます。

NHKでは、栃木県及び群馬県におけるNHK総合の県域放送を平成24年4月から開始するため、宇都宮局及び前橋局の親局化を希望しております。

これを可能とするために、昨年12月に、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の各一部の変更について、電波監理審議会で諮問、答申を経まして、制度整備を講じたところでございます。

今般、NHKより、当該法人所属の特定地上基幹放送局について、地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更申請がございました。その電気通信設備の構成に変更があったということでございますので、本日諮問する運びとなったものでございます。

1ページ目に、下のほうに電気通信設備の構成というのが書いてございます。本件は、現行の宇都宮の中継局及び前橋中継局をそれぞれ親局化し、栃木県区

域及び群馬県区域を既存の関東広域放送ネットワークから県域放送ネットワークへ分離されるものでございます。

それぞれの持っている無線局の周波数、空中線電力、送信場所についての変更はございません。

今回、宇都宮局及び前橋局が親局化されるに当たりまして、これら特定地上基幹放送局の電気通信設備の中に、親局としての番組送出設備が追加されますと、それが1ページ目の下の電気通信設備の構成の変更ということで、ここに宇都宮放送会館、前橋放送会館という親局としての番組送出設備が追加されております。

その安全性に関する審査とともに、中継回線設備及び放送局の送信設備についても、親局として求められる故障検出機能や大規模地震に対応した耐震対策についても審査を行っております。

これにつきましては2ページ目をごらんください。2ページの黄色いマーカーの部分が県域放送化に伴う審査項目となっているというものです。

これらについて審査した結果をお手元の説明資料の3ページから5ページまでのとおり、宇都宮局も前橋局も、新たに追加される放送番組送出設備につきましては、現用・予備構成としており、故障等を直ちに検出し、運用者に通知する機能、それから機器ラックの連結固定による大規模地震対策、予備電源設備の配備など、停電対策などの措置を講じられております。

また、中継回線設備、放送局の送信設備につきましては、親局として必要となる故障等を直ちに検出し、運用者に通知する機能、それから機器ラックの連結固定による大規模地震対策等の措置が講じられていることから、地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の技術基準適合の維持について規定した放送法第112条に適合していると認められます。したがって、申請のとおり許可して特段の差し支えはないと考えられます。

以上、簡単ではございましたが、諮問第5号の説明を終わらせていただきます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

特にないようでございますので、諮問第5号は、諮問のとおり許可することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出していただきたいと思っております。

(2) 東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について

(諮問第6号)

○前田会長 それでは次に、同じく本日諮問されました諮問第6号「東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について」につきまして、小笠原衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、お手元の諮問第6号諮問書にありますとおり、今会長からございました110度CS放送、諮問書上には3行目に衛星基幹放送の業務の認定についてとございますが、その申請につきまして、審査の結果、諮問書の別紙1をごらんいただきたいと思っております。審査の結果、認定することが適当と認められた、ハイビジョンにつきまして10の申請番組、標準画質につきまして4の申請番組、別紙1のとおり、この内容で認定することが適当という案を策定いたしました。これにつきまして、本日ご審議をいた

だくべく諮問させていただいた次第でございます。

それでは、説明でございますが、諮問第6号説明資料というのがございます。これは骨組の記載で、これを詳細化した電波監理審議会委員限りと記載させていただきました3点の資料、まず1つ目は、CS放送の認定に係る審査について(案)というA4横の資料。その後ろについております、2つのA3の資料、左肩に「HD番組の審査」と載っているものと、左肩に「SD番組の審査」と載っているものの3つが諮問第6号説明資料の詳細でございます。いずれも委員限りの資料でございますが、これに基づきまして説明をさせていただきます。

それではまず、A4横、別添1-1の資料の表紙をおめくりいただきまして1ページをごらんいただきたいと思っております。

1ページに、右肩に日本地図の絵が載っていて、真ん中辺に、左からBS放送、東経110度CS放送、東経124/128CS放送、3種類の衛星が書いてございます。今回審査を行いましたのは、この東経110度CSということに関する放送事業の申請の審査でございます。

昨年7月24日、地デジのアナログ全面停波ということに伴いまして、BS放送につきましてもアナログが停波いたしました。そのBSアナログの停波ということに伴いまして、110度CSで放送を行っておりました幾つかの事業者がBS放送に移りました。それに伴いまして、110度CSに空き周波数ができた。そのことによって、今回の申請、公募、認定審査といったことになったというわけでございます。

ちなみに、申請の内容につきましては、この1ページの資料、今回の認定ということの下に、括弧に2つポツが書いてございます。

110度CS放送という今回認定される衛星に番組を移行したいと。移行したいというのは、右隣の124/128度CS放送という専門の受信機あるいは専門のアンテナがないと見られない、そういったところから110度CSと

いう三波共用機、地デジ化されたお宅であれば大体備えておられるであろう受信機、それで見られるもの、そういった放送に移行したい、そういうご希望が1つ目でございます。

それから、空き周波数ができたということに伴って、110度CS上でハイビジョン化を図りたい、こういったご希望が第2番目でございます。

この2つのご希望ということで申請が行われ、その申請を審査させていただいたということでございます。

それでは、具体的な審査の手順と内容につきまして、まず3ページから順次ご説明をさせていただきます。

先ほど使用可能な周波数がBSアナログの停波により空いたと申しあげました。その空いた周波数を具体的に図示させていただいたのが3ページ、赤枠で2チャンネル、14チャンネルと丸をつけさせていただいたところでございます。

ちなみに、上の箱のほうにHD、ハイビジョン6番組分と空き周波数を表現してございます。これは別の単位で96.8スロットといった単位で表現されることもあり、以後は96.8スロットという当初の空き周波数が何度か出てまいりますので、念頭に置いていただければと思います。

ちなみに、上の箱の下の括弧に書いてありますとおり、後ほどご説明いたしますが、今回の審査については、この当初の空き周波数、網かけをいたしました未使用と書いてあるところに加えまして、認定の過程で新たに返上の周波数ということが生じます。当初の周波数に加えて返上されてくる周波数についても、この認定には使ってよいという審査基準になっておりますので、したがって、使われる周波数は、この未使用の周波数に加えた返上される周波数が加わります。

1枚めくっていただきまして、4ページが、どんな番組の申請があったのか

ということで、ハイビジョンを希望する番組は36番組、標準画質を希望する番組が23番組ございました。この申請番組全て、先ほどご説明した124/128度CS放送というところでは既に放送されていたという意味では、既存の番組でございました。無論、編成の一部を異なった番組はございましたが、すべて124/128度CS放送上の既存の番組ではあったということで、その意味では、全くのCSに経験のない新規の番組という申請はございませんでした。

ちなみに、ジャンルが下の表、ずらりと書いてございますが、傾向を申し上げますと、最も多かったのは映画あるいはドラマといったジャンルでございました。そのほかニュース、ドキュメント、音楽、スポーツ、教育あるいは韓流と表現してございますが、韓国のドラマや音楽番組、そういったジャンルのものが続いておりました。

以上が申請の概要でございますが、次の5ページで、どのような手順と流れで審査をしたかということをご記載させていただきました。

この審査の流れでございますが、左に3つ色を違えた絶対審査、第一次比較審査、第二次比較審査という3つの枠を書いてございます。絶対審査と第一次比較審査というのが大きく言えば1つの固まりでございまして、放送事業を行うため最低限必要な要件、あるいはCS110度という地デジ対応のテレビに映るということに伴う最低限の公共性、そういったものを審査するという過程が絶対審査、第一次比較審査ということでもあります。

そして、そういった最低限の審査ということを通じたもの間で第二次比較審査という一番下の相互比較、競争ということをやっていただく。それで比較審査を行うという過程が一番下の過程でございます。

後ほど申し上げますが、最初の絶対審査という過程で基準に適合しない番組というのが4つほど出たというのが今回生じたこととございました。

ちなみに、先ほど第二次比較審査で並んだ番組の中を比較して、一定の基準に基づいて審査をしたと申し上げましたが、その審査基準につきましては、昨年8月になりますが、1カ月のパブコメを経まして、皆さんのご意見を取り入れた上で策定、公表したという手順をとっております。昨年9月、この場でもご報告をさせていただいたと思います。

それでは、それぞれの手順につきまして、絶対審査、一次比較審査、二次比較審査、次の6ページから順次ご説明をさせていただきます。

では、6ページ、絶対審査というところでございます。具体的な審査の方法につきましては、審査方法と書いた①、②のとおりでございますが、①放送を実施する上で必ず満たすべき条件と幾つか書いてある条件がございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、この審査に適合しないということで、4つ適合しない番組となっております。

具体的には、6ページの下の結果というところに書いております4つの番組でございます。ちなみに、どんな基準に適合しなかったのかというのが下の青枠のところに書いてございます。一言で言えば、地上局の関連会社とそうでない場合にルールが分かれますが、申請者のグループで衛星のトランスポンダ、先ほど申し上げた周波数というのをどれぐらいまで持ってよいかという量を規制しているということで、特定のグループが衛星あるいは電波という限られた資源を支配あるいは所有し過ぎないようにということで規制をかけているということでございます。

青枠の中を見ていただきますと、申請者が地上局の関連会社ではないという場合には、トランスポンダが4以内ということになっております。一方、申請者が地上局の関連会社ということになりますと、CSとBSで分かれて、CSで2トランスポンダになり、BSで0.5トランスポンダになり、いずれもこういった衛星の資源ということの保有数を規制しているということでございませ

て、申請者が地上局の関連会社ではないというケース、申請者が地上局の関連会社であるというケース、合計4社、これが絶対審査の基準に適合しないということにこの段階でなりました。

それが審査方法の①でございますが、もう一つ、②ということで、今回の申請の中で教育的効果を目的とする放送を専ら行う申請番組という申請番組が2番組ございました。これにつきましては、その下の上の青枠でございます。その一番下の2行に、別紙2、教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次のところに合致するものであることという審査基準が定められております。

具体的には、そのすぐ下の※にありますとおり、放送の対象が小学生とか中学生とか明確にされているかどうか。学習指導要領に照らして内容が適切であるかどうか、学習指導要領にある思考力の涵養ですとか、あるいは英語を中心とした外国語との触れ合いを増やすとか、そういった指導要領の内容に合致をしているかどうか。そして、そういった内容の番組が放送時間の50%以上かどうか。そういった審査基準に照らして審査をいたしました。その結果、2番組とも適合しているということで、そこは2番組とも適合という結論になっております。

以上が絶対審査でございますが、7ページに進んでいただきまして、放送事業者として最低限の要件という審査は済んだとして、それでは絶対審査をクリアした者につきましては、審査方法の②でございますが、絶対審査の基準に適合したすべての番組について、三波共用で受信されることに伴い、成人番組を行わない、字幕は50%以上付する、あるいは放送番組の高画質性とか広告放送の割合、そういった4条件について満たしているかどうか適合性を審査するということでございます。

この結果につきましては、一番下の結果の下線部でございます。先ほど絶対

審査でクリアされたすべての番組、これが第一次比較審査の4つの審査基準すべてに適合いたしました。したがって、この審査を通った番組間でさらに比較審査を行う必要が出てきたということでございます。

それでは、比較審査に入ったということで、8ページというところをごらんいただきたいのですが、絶対審査から第一次比較審査を通ったものについては、どういう基準で審査をしていくかということが8ページの(1)と書いてあるところの下、審査方法、その下線部のところに書いてございます。

先ほど返上周波数というお話を申し上げましたが、12スロット以上、これは標準画質の番組でいいますと2番組に相当いたします。それ以上の周波数を返上する、用語を変えれば業務を廃止する、認定と同時に業務を廃止して周波数を返上しますと。それが12スロット以上である番組は、優先して認定することということが、具体的には下の審査基準のところへ転載させていただきましたが、そういった審査基準ということが適用になります。

そして、この審査基準に適合しましたのが一番下の結果というところに、朝日ニュースター、テレ朝チャンネル、TBSチャンネルというこの3番組ということございましたので、この3番組につきましては、絶対基準、第一次比較審査ということに合格し、かつ12スロット以上を返上しているということで、3番組は認定するということでございます。ちなみに、この3番組の返上スロット、朝日ニュースター、テレ朝チャンネルがそれぞれ12スロットです。TBSチャンネルが14スロットということで、都合38スロットの返上がございました。

それでは、この3番組の認定後、どのように進めていくかということが9ページに書いてございます。この9ページ以下の審査につきましては、先ほど申し上げましたA3の紙、別添1-2と1-3、HDとSDという左肩に紙がついている、これを敷いていただいて、これもあわせてごらんいただきながらと

思います。

それでは、9 ページ、3 番組認定後の審査についてはどのように行ったかということでございます。ポイントを追ってまいります、審査方法という下の丸の冒頭の 2 行でございます。まず 1 つは、3 番組が認定された後の空き周波数のみならず、その次の下線に、新たに生ずる空き周波数ということが書いてございます。すなわち、当初の空き周波数だけではなくて、今 3 番組から返上された周波数から、第二次比較審査のこの段階で返されてくる周波数、1 2 スロットには満たないということでございますが、それは全て認定審査に活用するということが 1 つ目の審査のポイントということになろうかと思えます。

それから、2 つ目のところでございますが、9 ページのアというところをごらんいただければと思えます。この段階の審査基準、1 4 の審査項目がございます。具体的には、お手元の A 3 の資料の一番上に青で塗りまして、1 番の資金調達の適正性、確実性から 1 4 番の放送番組の視聴需要まで、この 1 4 の審査項目がございます。ただし、この 1 4 の審査項目間に重みづけは行っておりません。全ての 1 4 の審査項目は、すべて等価値でございます。それが 2 つ目のポイントということかと思えます。

次に、その各審査項目をどういうふうに審査していくのかということでございますが、9 ページのイのところでございます。1 4 の審査項目の適合性の審査をどうやったのかということでございますが、これは比較審査でございますので、イの下に a) と書いて、各審査項目ごとに、下線を目で追っていただくと、右に、上位 8 番組を優位とするということが出てまいります。これは比較審査でございますので、各審査項目ごとに幾つの番組が優位だったのかということを決める必要がございますが、ここではそれを 8 という数字でやったということでございますが、それがどこから出てきたかというところが 9 ページの下、※ 2、上位 8 番組とする理由というところ、そこをごらんいただければと

思います。

最初の2行は、これは先ほど申し上げた認定と同時に廃止届が出て、周波数を返上するということがあった場合には、これはすべて認定審査に活用しますよということを行っています。

その前提でどう数を考えたかということですが、先ほど申し上げたとおり、当初の空き周波数は96.8スロットというのがございました。それが3番組が認定後を計算していきますと、86.8スロットということになります。これは先ほど括弧の中を見ていただくと、3番組が認定でございますので、ハイビジョン16スロットが3つ活用されました。ただ一方、先ほど申し上げたとおり、38スロットの返上がございましたので、都合10スロットしか使われておりません。したがって、96.8から10を引いて86.8ということが今この段階で使える周波数ということでございます。

それでは、この86.8という中で、一体枠が幾つある、つまり、優位とする番組は幾つとすべきなのかということが次の2行でございますが、先ほどハイビジョンで認定された番組、本来は16スロット使ってしまうんですが、先ほど申し上げたとおり、返上されたものがありますと、事実上、使われるスロットは減ります。したがって、幾つ返されてくるかということなんですが、下から2行目にありますとおり、認定と同時に既存番組がSD1番組、つまり6スロット分は返上してくると思えましょうという仮定でございます。

そうしますと、ハイビジョン1番組当たり16スロット使って6スロット返上するわけですから、実質10スロットしか使いません。したがって、86.8スロットの中で10スロットが幾つまで枠がカウントできるか、86.8を10で割ると8という数字が出てまいります。したがって、ここで8という数字が出てまいり、各審査項目、とりあえず上位から8を丸をつけるという考え方でやってみようということでもあります。

ただ、当然、16引く6と申し上げましたので、返上がなければここが消えますから、ここが16スロット使ってしまうことになります。したがって、実際、認定がこの8番組とはならず、認定された番組の中に返上がなければ、それより減って7ということもあり得るわけでございます。

それが8という数字の理由でございますが、次に、9ページの※1の方針というところを見ていただきますと、①、②、③、つまり、審査基準の決め方は幾つかのパターンがございます。①で審査の対象が数値で表されることができる場合。②として、審査の対象が定性的な記述である場合。③として、審査の基準が両方が混在している場合、この3つのパターンがございます。それぞれについて、①の数値の場合は、上から今の数字の8を、②の場合は、定性的な要求基準ということをとにかく全部満たしているというもの。③については、これからご説明いたしますが、審査基準に複数の条件を「かつ」という条件で結んでいるもの、あるいは「または」という条件で結んでいるもの、そういったケースに応じて判断をしていくということでございます。この点をA3の資料でご説明させていただきます。

今申し上げた3つのパターンということをどういうふうに適用していたかということをお別添1-2、電波監理審議会委員限りという資料でご説明をいたします。

まず最初、数値の場合、一番わかりやすいのが14番目の審査項目、放送番組の視聴需要ということでございます。視聴需要とは何かということでございますが、一番下の評価のポイントということをごらんいただきますと、過去2年間、124/128度CS放送、110度CS放送と両方の視聴料収入ということ合計したものとあります。視聴料収入というのは数値になりますので、数値は順位化、これは客観的にできるわけです。そして、14番の審査項目のところに、括弧して数字が書いてございます。これがこの審査の対象となった

番組の中で視聴料収入が何位に来たかということをお知らせしております。

先ほど①、数値の場合は上から8つ丸をつけるということになっておりますので、網かけの8つの番組、これを項目では優位ということにいたしました。

次に、定性的な記載の場合、どうしたかということですが、11番、災害に関する放送の実施ということをごらんいただければと思います。その場合、評価のポイントというところ、一番下のところを見ていただきますと、緊急地震速報を表示する、かつ「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」といった情報を提供する。条件が2つ定性的に並んでおりますが、この2つ、「かつ」で結ばれておりますので、この2つをともに満たす番組を優位とするということで、これを丸をつけました。そうしますと、11番のところ、網かけの番組は、今申し上げたいずれの条件も該当するというので丸がついているということでございます。

今のケースは定性的ということのみのケースでございましたが、隣の9番、10番、字幕放送の充実、放送番組の高画質性というところにつきましては、若干混在が起きます。

では、まず、字幕放送の充実ということの下を見ていただきますと、解説放送を実施する、かつ字幕付与率が高い番組と条件が結ばれております。この場合は、解説放送を実施する申請番組の中から、字幕の付与率ということが高い番組を上から8つ丸をつけた。

その隣の放送番組の高画質性の場合には、衛星放送でハイビジョン放送の実績がある番組、かつハイビジョン率の高い申請番組ということでございますので、124/128度CS放送上でハイビジョンの実績があった者の中から、ハイビジョン率の高い順に上から8つ丸をつけました。それぞれ網かけがしてございます。

同じことが左から3つ目、放送番組の制作及び調達等というところもござい

ますし、最後に放送番組の多様性というところ、これは「かつ」という条件がありません。

したがって、このところにつきましては、まず、並んでいる3つの条件をすべてクリアする番組、これは3点、3つですから3点ということになります。次に、この中から2つ、条件を満たしている番組。これが2点ということになるわけですが、最後に、このどれか1つでも満たしていればいいという番組、これが1点ということで、それで順番に上から並べてみたというところでございます。そうすると、上から確か15になったと思いますが、番組が優位とカウントできたということでございます。

今申し上げましたとおり、差がついた、つまり、評価において差がついたものは、今申し上げた審査項目で言うと、3番、5番、9番、10番、11番、14番ということになります。

なお、例えば7番の個人情報の保護から8番の青少年の保護ということにつきましては、全てに丸がついておりますが、こういったものにつきましては、審査基準をいずれの申請番組もクリアしており、申請番組間に差はないと評価をしたということでありませう。

例えば個人情報の保護ということで申しますと、一番下のポイントというところに目を落としていただくと、個人情報保護法、努力義務とされている規定と義務とされている規定、両方ございます。義務規定は、絶対審査で満たしていることを見るわけでございますが、この比較審査では義務だけではなくて、努力義務とされた措置、具体的には情報漏えいがあった場合の措置について、きちんと社内のマニュアルということに記載をし、それをちゃんと周知を図っているかというところまで見たということでございますが、そういったことをすべての申請番組が行っていると認められたということで、全ての申請番組に丸がついているということでございます。

では、最終的に、各審査項目、こうやって優位な番組に丸をつけていくわけですが、この14項目のうち、一体丸のついた数が幾つであったか。満点は14点ということになります。それで、丸の多くついた順に上から、先ほど申し上げた86.8スロットという中で埋めていくとどうなるかということが一番右の赤丸で書いたところが結果でございます。

下から半分ちょっと下に点に丸がついていて、「時代劇専門チャンネル」というのがございますが、これが点というのがございまして、次が点、その上の上の赤丸でございますが、「Super! drama」という番組がございました。

それ以外、点という数字が赤で囲まれた枠上、幾つかあるのがお気づきかと思えます。この点という点で赤丸がついているもの、一番上の番組のように、点となっているのに丸がついていないもの、これはどう差をつけたんだということですが、これは審査基準上、この総合点で同点となった場合、一番最後の14番、放送番組の視聴需要の適合性で並べると明記をさせていただきます。したがって、同じ点という場合には、そこに従いまして上から丸をつけていったということでございます。その結果、先ほど申し上げた12スロット以上返上の3番組以外は7番組認定ということになりました。お気づきのとおり、先ほどの8から1減っているのは、認定された番組の中に、周波数の返上がなかったものがあつたことによります。

それでは、行き来して恐縮でございます。A4横に戻っていただきまして、今の7番組の結果というところを一応確認させていただきます。16ページでございます。

16ページに記載の7つの番組、それぞれ今申し上げた点数が書いてございますが、この7番組がハイビジョンの審査ということで認定と、適当と認められた番組ということでございます。

以上、HDの審査でございますが、次に17ページに進んでいただきまして、

今HDで審査ということの過程で、周波数をかなり使いました。それで、16スロットというハイビジョンで認定する周波数が足りなくなった時点で7というところで切っているわけですが、その後、なお、17ページの一番上の3行の下線にありますとおり、11.6スロットというスロットがなお残余の周波数としてございます。審査基準上、その場合には標準画質の審査ということに進んでもよいということでございますので、この標準画質の審査に進みます。

ちなみに、「時代劇専門チャンネル」につきましては、SDの申請も出ておりますが、申請者から、HDで認定された場合は、申請を取り下げることが出ておりますので、SDの審査にはカウントいたしません。

それでは、審査基準上、SDの審査をどういう順序でやれと書いてあるかという、17ページの四角で囲った部分でございます。既存の110度CS放送の番組の中で、4.8という標準画質の本来必要な6スロットというのがない番組で6スロットというものにしたいという番組があれば、その審査を優先するよということとございました。

当然ながら、先ほどの絶対審査と第一次比較審査はクリアした上でということとでございますが、その上で4.8スロットから6スロット、SD番組としての画質の向上を希望するという番組につきまして申請のありましたものが2つございました。それが17ページの結果の1つ目の丸でございますが、「衛星劇場」、「東映チャンネル」、この2つの番組につきましては、4.8スロットから6スロットと画質の向上を図りたいということとございました。ここで1.2スロットずつが使われますので、2.4スロットということが使われる。17ページの一番下にありますとおり、11.6引く2.4ということ、さらに9.2スロットという周波数が残ります。

この場合どうするかということがさらに18ページ、この場合には、18ペ

ージの一番最初の丸のところの下線に示しましたとおり、手順としては、先ほどのハイビジョンと同様、14の審査項目への適合性ということで審査せよということでございます。その際、下のアにもありますとおり、14の審査項目は全て同じ価値ということでございます。

ただし、審査項目の適合性ということで、ハイビジョンの場合とは若干異なるところが出てきます。それが1つ、a)のところでは優位とする番組数を幾つにするんだという数が、先ほど8と申し上げましたが、2という数字になります。

その理由が一番下の点線で囲ってございますが、なぜ2という数字が出てきたかということであります。上位とする番組数の考え方として、先ほど9.2スロットがこの段階で残っている。普通に考えますと、SDの申請番組、すべて6スロットを希望されていますので、本来、9.2スロットの範囲では1番組しか参入枠がございません。しかしながら、残りの3.2スロットの取扱いにつきまして、審査基準の第8条でございますが、仮に申請者が自分の申請と違う申請内容でもスロット指定してよいという同意がある場合は、指定してよいという審査基準となっております。審査過程で確認させていただきましたところ、希望が異なる周波数であっても、そこは指定を受けたいという意向がある申請者が複数確認できました。したがって、数としては本来の6スロットの1番組の分と、3.2スロットの1番組の分、合意があれば指定できるということで、枠としては2番組ということになるわけでございます。

さて、その2番組ということ的前提でどう審査したかということが、次は別添1-3、SD番組の審査というA3の表をごらんいただければと思います。詳細は省かせていただきますが、手順、考え方は先ほどと同じとおりでございますが、ただ、これは標準画質でございますので、1点だけ10番の放送番組の高画質性という判断が審査基準で別途定められております。つまり、標準画

質の場合、放送番組の高画質性については、全て同等に評価するよという審査基準になっておりますので、そこだけが先ほどのハイビジョンとは考え方が違っております。

ただ、各審査項目ごとに、上から2つ、同順位のものがあれば、それだけ数が増えますが、2つ丸をつけていこうということで、各審査項目で優位となった数の合計ということが一番右側にありますとおり、点数をつけていきましたら、点という2つの丸がついております。この点という点数が2つ出て、あとはすべて点、点、点でございましたので、この点の同点2つ。順位としては、先ほどと同じく視聴需要で決めますので、1位は下から3番目、視聴需要位の「ディズニー」、2位が一番上、視聴需要位の「囲碁・将棋」ということになりまして、この2番組。そして、上位にあります「ディズニー」に6スロット、2番目になりました次点の「囲碁・将棋」については、6スロット以下でのスロット指定に合意しておりますので、これに残り3.2スロットということになるわけでございます。

以上、HDとSDのそれぞれの審査過程をご説明いたしました。最後に、その結論、22ページに、これは先ほどの諮問書の2ページ目の再掲ということでございますが、ハイビジョン10番組、標準画質で4番組ということの認定番組案でございます。

それぞれジャンルをごらんいただきますと、まずハイビジョンでございます。「朝日ニュースター」、ニュースということで1ジャンル。その下の「Super! drama」、「時代劇専門チャンネル」、「ファミリー劇場」、これはいずれも3つともドラマでございます。ただ、一番上の「Super! drama」は海外のドラマ、「時代劇専門チャンネル」は名のとおり時代劇、「ファミリー劇場」は国内のドラマ中心ということで、番組を提供するということでございます。

次に続く「GAORA」と「スカイ・A」、これは両方ともスポーツというこ

とでございました。ただ、「GAORA」はスポーツ全般、「スカイ・A」は野球中継中心ということございまして、「GAORA」はプロ野球中継のみならず、バスケットボール、フィギュアスケート、ホッケー、バレーボール、そういったことを総合的に。「スカイ・A」は、例えば阪神戦ですとか、あるいはそういったプロ野球に伴ういろいろな情報番組ですとか、そういったことを提供するということでございます。

次に続く「MTV」と「MUSIC ON! TV」、これはいずれも音楽でございますが、「MTV」は海外中心、「MUSIC ON! TV」は国内中心の音楽番組を提供するということでございます。

最後の2つ、「テレ朝チャンネル」、「TBSチャンネル」、これはそれぞれバラエティを含めた総合娯楽編成の番組を提供するということございました。

次に、右に標準画質へ行っていただきまして、「囲碁・将棋」、「ディズニー」、これが教育番組ということで、先ほど絶対審査を、適合性を認めたと申しあげました。この2番組がそれぞれ教育ということで、「囲碁・将棋」が囲碁・将棋講座と言われているようなジャンル。「ディズニージュニア」は、幼児及び小学生向けに英語の音声、字幕のついたアニメ番組ということございました。「衛星劇場」と「東映チャンネル」、この2つはそれぞれ会社の異なる邦画を放送したいということで、番組を提供するということでございます。

以上、ニュースが1、ドラマが3、スポーツが2、音楽が2、バラエティ・総合娯楽が2、教育が2、映画が2、都合HD10番組、SD4番組という認定案でございます。

長くなって恐縮でございますが、以上、認定案、ご審議よろしく願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○山田代理 詳細ご説明いただきまして、確認だけなんですけど、内容面の審査ということではなさっていないということでよろしいでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 この14項目、等価値の審査ということでございます。

○山田代理 ありがとうございます。

○前田会長 他にご質問はありますか。いいですか。

○山本委員 絶対審査の段階で4者が拒否されているというのは、あまり聞いたことがないといえますか、あまり例はないのではないかと思いますけれども、この理由、原因はどのように分析をされていますでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 先ほど申し上げたとおり、表現の自由の享有基準ということでございますが、表現の自由の審査におきまして、先ほどの資料の6ページ、下の青の点線をもう1回見ていただければと思いますが、先ほど申請者のグループと申し上げました。そして、そのグループが幾つトランスポンダを持っているかの合計数を見るということでございます。当然、申請者の方々には、申請者のグループということで、どういう会社があるか、それぞれの会社がスロットを持っているかないのかということについて、すべて記載をお願いいたしました。

結論から申しますと、その申請のグループに入っている会社の中に、申請者の方々がチェックの漏れたものがあつたと。特に申請のグループに入るか否かというところについては、6ページの一番下の星に書きましたとおり、出資関係、役員関係ということ、双方チェックをいただく必要がございます。ただ、この出資関係、役員関係のところでのチェックということをやや甘かった申請者の方々がいらつしゃつたということでございました。

当然ながら、これは事実関係でございますので、記載すべき会社について、

これが記載漏れであったかどうかということにつきましては、申請者の方々に事実関係の確認はさせていただいております。

○前田会長 よろしいですか。ただいまご説明がありましたように、審査基準どおり極めてルールに忠実におやりになったなと思いますし、透明性は十分確保できていて、こうやって認定してもいいのかなと思った次第です。

まさしく審査基準どおりでいいので、結果的に大手の地上局に関連する企業のバランス、それを考えるべきではないというのが本来の趣旨ですので、まさしくよかったわけですが、結果的には多少崩れているなというのが印象で、それは私としては問題はないと思います。問題のありようがないわけですが、極めてルールどおりやられた結果かなと思います。

ほかに。どうぞ。

○山本委員 今回、比較審査の項目が14あって、しかし、差がついたものはそのうちの6項目かと思えますけれども、この6項目の中で、顕著な差がついた項目があるのでしょうか。差をつけた中でも、それほどの差はないけれども、上から順位で8位まで選んだという場合と、かなりばらつきがあって順位をつけた場合があるのではないかと思いますけれども、何か特に顕著に差がついた項目はございましたでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 結論から申しますと、14項目、すべて等価値で行っており、比較審査であったものについても、顕著ということでは、顕著が8というところで切ったかどうかということの意味で言えば、8で切ったものとそうでないものということの差はついたという事実はございます。

ただ、総論的な印象で、8ということではとりあえず切っておりますが、実は非常に顕著な差があったかなということ、これは数字であらわされたものについて、非常に近接したもの、これはルールどおりにやらざるを得ないので、一定のところでは線を引かざるを得なかったというのが実情でございます。

○前田会長 今の質問に触発されて言いますと、たまたま14番目の視聴需要というのが順番が出ているので、もし違うルールだったらというのがわかりやすいのかもしれませんが、これで言うと9番目のところと8番目のところが、9番目の(9)と書いてある事業者さんが、ここで8番目だったとしても、この項目だけでは入らないということですね。

○小笠原衛星・地域放送課長 はい。まさにここで14の項目をすべて等価値に扱っているということがきいておりまして、視聴需要が高いということ、確かに14分の1の価値を持ったものではございますが、ただ、ここが1位だったからといって、あるいは9位だったからといって決定的かということ、そうはなっていないという結果かと思えます。

○前田会長 逆に8が7だったらということ、8番目が落ちるけれども、ここは非常に高い点数だから、たまたまかもしれませんが、同じ結果だということですね。

○小笠原衛星・地域放送課長 そうですね。

○前田会長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、諮問第6号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしいようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

(3) 日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について (諮問第7号)

○前田会長 次に、同じく本日諮問されました諮問第7号「日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について」につきまして、佐々木放送政策課長から説明お願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の諮問第7号説明資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、恐縮でございますが、この説明資料の3ページ目を御覧になっていただければと思います。NHK予算等に関する制度でございますけれども、NHKの予算提出がまずございます。今年の場合ですと1月17日にございまして、それを受けた形で総務大臣がこの予算に付する意見を検討してまいります。そして、本日、この大臣意見につきまして、本審議会に諮問いたしておるところでございます。

この後は、予定ということになってまいりますけれども、答申が得られますれば、大臣意見といたしまして、来週14日の閣議にかけていきたいということでございます。

制度上、NHKの予算につきましては、大臣意見を付して、内閣を経て国会に提出していくと、そういった仕組になっておるものでございます。

次に、NHKの平成24年度収支予算につきまして御説明申し上げたいと思います。この資料の5ページ目を御覧になっていただければと思います。ポイントとしてまとめてございます。

「平成24年度の収支予算等につきましては、最初の箱にございまして、平成24～26年度 NHK経営計画」の初年度のものとなるものでございます。NHKは3か年計画を立ててございまして、今回のものは昨年の秋にまとめられたものでございます。その初年度の計画ということでございまして、その中に掲げられておりますポイントとして、受信料の値下げと東日本大震災を踏

まえました公共放送としての機能強化、この2点が大きいポイントになっておるものでございます。

まず、全体的な状況でございますが、事業収支の状況でございます。平成24年度の予算につきましては、ここの表でございますとおり、事業収支差金ゼロの収支均衡予算という形になってございます。平成24年度につきましては、受信料の値下げ、これが10月以降、それまでの間はシステム上の準備でございますとか、そういったことで半年間ほど期間がかかるということでございまして、10月以降、値下げが行われるということになるわけでございますが、その影響もございまして、収支が均衡する予算となっております。

それから、会計処理につきましては、平成24年度から税抜方式に変更しておるということでございます。

受信料収入の関係につきましては、2番にまとめてございます。受信料につきましては、受信契約の増加が45万件ほど見込まれておるところでございますけれども、受信料の値下げの影響によりまして、平成23年度を93億円下回る6,269億円という数字になっております。具体的な数字といたしましては、受信料の値下げ分で217億円の減、受信契約件数の増加によりまして123億円の増ということになっておりますが、差し引き93億円の減ということでございます。この下の表に書いておりますとおり、支払率につきましては、今年度72%という数字だったところ、73%に引き上げるという計画でございます。

一番下に、受信料収入の推移ということで、平成15年度以降のグラフを示してございます。平成24年度の予算につきましては、税抜でございますので、平成23年度までのグレーの部分と比較していくということになるわけでございますが、受信料の値下げということを受けまして、平成22年度、こちらは決算ベースのものでございますけれども、この税抜のものよりもやや低い数字

ということになっておるものでございます。

6 ページ目でございます。受信料の値下げということを3番にまとめてございます。具体的には、今申し上げましたとおり、平成24年の10月から値下げを実施するわけでございますが、これはテレビ受信機のみを対象とする受信料体系に移行した昭和43年以降、初めての値下げとなるものでございます。

具体的には、地上契約につきましては、口座振替、クレジット支払いについて120円の値下げ、振込用紙で振り込んでいただく継続振込につきましては70円の値下げということになっておるものでございます。衛星契約につきましても、同様の値下げ幅となっております。

また、番組アーカイブ業務勘定の収支につきましては、NHKオンデマンドで有料で提供しておるサービスの勘定でございますけれども、平成25年度の単年度黒字を目指しておるところでございます。事業収支差金の赤字の減少を見込むということでございます。平成24年度につきましては、事業収支差金で7億円の赤字ということになっておりますが、赤字幅の減少ということを見込んでおるところでございます。これにつきましては、先月の本審議会に諮問させていただきましたNHKオンデマンドの実施する際の基準でございますとか、そういったものを改正しております、より利用しやすい取り組みが行われていくということを見込んだものでございます。

5番目が東日本大震災を踏まえた機能強化ということでございまして、事業費と建設費につきまして、それぞれ65億円、71億円ということで計上されておるところでございます。いかなる災害が発生しても安全・安心を守るなどの公共放送としての機能が発揮できるように体制を強化するというものでございます。

そして、説明資料1ページ目に戻っていただきまして、総務大臣意見でございます。一番最初のところを総論でまとめてございますが、本年度の予算につ

きましては、第2パラグラフの最後のところに書いてございますけれども、お
おむね妥当なものと認められるという形にしております。

このおおむねという文字がついておる理由といたしまして、その後のなお書
きで書いてございますけれども、協会は平成24年度下期から実施予定の受信
料値下げに関しまして、「平成21～23年度 NHK経営計画」において、「平
成24年度から、受信料収入の10%の還元を実行」するとしていたところで
ございましたけれども、近年の経済状況の悪化でございますとか、東日本大震
災の影響など、そういったものがございましたので、それらを勘案いたします
れば、やむを得ないものと認められるものの、さらなる業務の効率化等、不断
の取組を行って行くことが期待されるということといたしております。

また、個別の事項につきましては、下記の点ということで、7項目挙げさせ
ていただいておりますけれども、こういった点につきまして配慮すべきという
ことでまとめさせていただいております。

1点目が経営改革の推進ということでございまして、業務の合理化・効率化、
あるいは給与等の説明責任を国民・視聴者に対して十分果たしていくこと。そ
れから、子会社等につきまして、グループとしてのガバナンスにより、子会社
等からの適切な還元、効率的なグループ経営を行うことなどを記載してござい
ます。

また、放送番組の充実等につきましては、昨今、特に国民・視聴者の間で意
見が対立している問題が多く発生してきているかと思っておりますけれども、そうい
った問題を中心といたしまして、できるだけ多くの角度から論点を明らかにす
るなど、正確かつ公平な報道に努めることということ、それから地域からの情
報発信あるいは字幕放送、解説放送等の充実といったことを記載してございま
す。

2ページ目でございますが、それ以外に国際放送につきましては、番組内容

の充実、あるいは視聴地域・視聴者の拡大に努めることとすることを盛り込んでございます。

3点目の地上デジタル放送に関する取組でございますけれども、本年3月31日までで東北3県も含めまして、完全デジタル化ということが達成できる見込みということでございます。それを踏まえまして、平成24年度以降につきましては、現在、衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策など、それ以降の対策ということを記載してございます。

また、地デジの日本方式の国際展開ということにつきましては、引き続き取り組んでいていただきたいということを記載してございます。

4点目の新しいメディア環境への対応ということでございますが、先ほどNHK予算でも説明させていただいたNHKオンデマンドにつきまして、平成25年度の単年度黒字化に向けて一層利用者の拡大に取り組むことということ、それからインターネットの活用についても、プラットフォーム等が非常に多様化してきているということがございますので、そういったことも踏まえまして、公共放送として利用者のニーズに適切に対応できるように、検討・取組を行っていただきたいということ。

それから、スーパーハイビジョン、ハイブリッドキャスト等の新しい技術の確立に向けて、先導的な役割を果たしていただきたいということを記載してございます。

5番目、受信料の公平負担の徹底等ということでございますが、未契約者、未払者対策の徹底、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方についての検討ということを進めていていただきたいということを記載してございます。

6点目、東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能強化ということでございますが、現在、協会では、多くの放送番組について制作が行われておるところでございますけれども、この東日本大震災関連の記録としても非常に

貴重なものが多くなっております。そういったもののアーカイブ化に取り組んでいただいき、今後、この記録の伝承のために公開に努めていただきたいということでございます。

また、この復興に向かう被災地の様子などにつきましても、ニュース、番組等を強化することによりまして、被災地の復興に貢献するということを盛り込んでございます。

また、今回の震災を踏まえまして、本部のバックアップ機能等、協会の設備についての強化、これについて取り組むこと、それから全国の放送局において、この災害に関する放送を行うための災害情報、避難情報、生活安全情報など、こういったものを提供できる体制を構築していただきたいということ盛り込んでございます。

それから、一番最後、7番目にその他といたしまして、新放送センターの整備につきまして、構想の具体化を進め、計画的にそれを推進することということ盛り込んでございます。

以上、説明でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

国民的な議論から言うと、受信料の値下げの話というのがもともと期待されていたところで、ここに書いてあるように、諸事情がいろいろあって、その中で最大限努力したものとここでは認められるということですね。

○佐々木放送政策課長 この大臣意見の冒頭にも書いているとおりでございます。諸事情の変化がございましたので、やむを得ないものにとらえているものでございます。

○前田会長 いかがですか。どうぞ。

○山本委員 この項目の中で申しますと、6番は、明らかに今年度の特徴かと

と思いますが、何かほかに、特に今年度、従来といたしますか、昨年度等と違う意見、新たな意見、あるいは新たに強調した意見のようなものはございますでしょうか。

○佐々木放送政策課長 項目立てといたしまして、全く新しいものは、御指摘ございました6番目の項目と、あと7番目も今年度新たに項目としては加えてございます。それ以外の項目につきましては、昨年度と同じ項目立てとなっておりますけれども、例えば1番目の経営改革の推進という部分に関して申しますと、給与に関する説明責任でございますとか、あるいは子会社関連で3番目の内容でございますとか、この辺りにつきましては、従来よりも少し強くと申しますか、やや踏み込みながら書かせていただいております。

それからあと、大きな所といたしましては、これは若干逆方向の話ではございますけれども、3番の地上デジタル放送に関する取組の内容といたしましては、これまででございますと、やはり地デジ完全移行の推進ということで書いておりましたけれども、それが昨年7月24日、東北3県を除いて完全移行が完了しておりますし、この3月31日までで東北3県についても完了させていくということになっておりますので、それ以降の対策ということで、記載内容については大きく変更されておるものでございます。

それ以外の所につきましても、例えば新しいメディア環境への対応ということでございますと、こういった新しい技術の先導的な役割を果たすことといったことを明記するなど、全体的に書き方、書いてある内容については、見直しを行っておるところでございますけれども、大きく記載が変わった所と申しますと、今申し上げた点でございます。

○前田会長 ほかに。どうぞ。

○山本委員 先ほどの受信料の問題に関しては、確かに数字がひとり歩きしていくのはよくないと。総合的に考えなくてはいけないと思いますけれども、N

HK自身がいかに努力をして、それを国民に対して説明していくかということが重要だと思いますので、なお書きのさらにあとの特に1のところ、そうした説明責任等のことを言われている点は妥当なのではないかと意見として申し上げます。

○前田会長 よろしゅうございますか。

ほかにご意見、ご質問ないようですので、諮問第7号は、諮問のとおり意見を付すことが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしゅうございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出してください。

閉 会

○前田会長 以上をもちまして、本日の内容はすべて終了でございますが、次回の開催は、定例が平成24年3月14日15時からと予定しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)